

令和 7 年度研修計画協議会

説明要旨

令和 7 年度研修実施状況について（実施報告）

裁判所職員総合研修所

目 次

第1	研修	1
1	中央研修	1
2	高裁委嘱研修	10
3	各庁委嘱研修	13
4	研究	13
第2	養成	15
1	裁判所書記官養成課程	15
2	家庭裁判所調査官養成課程	16
<その他>		17

※ 期間は、休日を除く実日数を記載している。

※ リモートにより実施予定の研修は、実施時期に「(リモート)」と記載している。

※ 人員は速報値である。なお、対象官職の職員全員が参加した研修は、人員に「[全]」と記載している。

第1 研修

1 中央研修

(1) 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修 ア 裁判事務に関するもの

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
1	家事実務研究会 ※ 司 研 合 同		家事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	7. 11. 5(水) ～11. 7(金) (リモート)	3 日	100	家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官
司研との合同カリキュラムでは、家裁をめぐる諸問題に関する家庭局第二課長による説明の後、夫婦関係調整（離婚）調停事件を題材に、「改正家族法下における充実した調停運営と職種間の連携・協働の在り方」をテーマに三職種混合で研究及び討議を行い、学識経験者による「離婚する父母と子どもへの支援～心理学の視点から～」、「DVと家族～父・母・子の視点から～」と題する各講演を実施した。総研単独のカリキュラムでは、合同カリキュラムを踏まえ、書記官研究員においては「具体的事例における必要かつ合理的な当事者対応について」、家裁調査官研究員においては「改正家族法下における紛争解決に資する調査事務の在り方」について、それぞれ研究及び討議を行った。								
2	少年実務研究会 ※ 司 研 合 同		少年事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	7. 9. 10(水) ～ 9. 12(金) (リモート)	3 日	99	家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官
司研との合同カリキュラムでは、少年事件の現状と課題に関する家庭局第一課長による説明並びに法務省矯正局の補佐官及び少年院の首席専門官による「少年院における処遇の実情」と題する講演の後、否認事件を題材に、少年審判の適正かつ迅速な審理のため、手続の各段階において三職種がどのような役割を果たし、連携・協働を実践していくべきかについて研究及び討議を行った。総研単独のカリキュラムでは、書記官研究員においては「記録の閲覧謄写の適切な運用と合理的な書記官事務」について、家裁調査官研究員においては「在宅事件の調査」及び「ウェブ調査の活用」について、それぞれ研究及び討議を行った。								
3	民事実務研究会	第1回 ※司研合同	民事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	7. 6. 16(月) ～ 6. 17(火) (リモート)	2 日	49	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
		7. 12. 5(金) (リモート)			1 日	50		
		第3回		裁判所職員 総合研修所	8. 2. 20(金) (リモート)	1 日	約50	

【第1回】司研の新任部総括裁判官研究会及び総研の刑事実務研究会との合同カリキュラムでは、裁判官と書記官の協働に関する総務局第三課長の説明の後、より良い裁判を実現するための裁判官と書記官の協働及び合理的な事務処理の在り方について研究及び討議を行った。総研単独のカリキュラムでは、民事事件を取り巻く状況に関する民事局第二課長の説明のほか、合同実施部分での議論も踏まえ、書記官が中核的役割を意識して事務を行うために主任書記官が行うべき環境整備や働きかけなどについて研究及び討議を行った。

【第2回】司研の民事通常専門研究会3（裁判手続のデジタル化）の一部と合同カリキュラムとして、デジタル総合政策室参事官からの「今後のシステムの展望（TreeeS導入を中心とした各システム関連のイベントのスケジュール）等」についての情報提供及び総務局第三課長からの「記録の電子化後における裁判官と書記官との協働について」についての説明を受けた後に、電磁的訴訟記録を前提とした各種デジタルツールを活用した効率的・合理的な裁判事務の在り方及び裁判官と書記官との連携・協働について、研究及び討議を行った。

【第3回】電磁的訴訟記録を前提とした主任書記官の管理業務の在り方について、研究及び討議をする予定である。

4	刑事実務研究会 ※ 司 研 合 同	刑事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	7. 6. 16(月) ～ 6. 17(火) (リモート)	2 日	59	高・地・簡裁で 刑事事件を担当 する書記官
---	----------------------	---	-------------------------------	-------------------------------------	-----	----	-----------------------------

司研の新任部総括裁判官研究会及び総研の民事実務研究会（第1回）との合同カリキュラムでは、裁判官と書記官の協働に関する総務局第三課長の説明の後、裁判官と書記官の協働及び合理的な事務の在り方などについて研究及び討議を行い、総研単独のカリキュラムでは、刑事局第二課長の説明のほか、合同実施部分での議論を踏まえ、書記官が中核的役割を意識した合理的な事務を行うために主任書記官が行うべき環境整備や部下への働きかけについて研究及び討議を行った。

5	家事特別研究会 ※ 司 研 合 同	後見関係事件等の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	7. 10. 1(水) ～ 10. 2(木) (リモート)	2 日	50	家裁で後見関係 事件を担当する 書記官
---	----------------------	--	-------------------------------	-------------------------------------	-----	----	---------------------------

全てのカリキュラムについて司研と合同実施した。第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）を踏まえ、成年後見制度の適切な運用の在り方、新たな報酬算定の在り方等について理解を深め、各庁の運用を検討する契機とするため、「後見関係事件の現状と運用上の課題」について家庭局第二課長による説明、「成年後見実務における権利擁護支援チームによる支援の実際」をテーマとする外部講師による講演の後、①適切な後見人の選任、②新たな報酬算定に関する運用等（身上保護事務の評価を中心に）について、内部講師を迎え、共同研究を行った。

なお、オブザーバーとして、高裁の民事首席書記官等及び高裁所在地の家裁の次席家裁調査官等が参加した。

6	家庭裁判所 調査官 特別研修	第1回	行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。	裁判所職員 総合研修所	7. 10. 14(火) ～ 10. 16(木) (リモート)	3 日	38	家庭裁判所調査 官実務研修又は 令和4年度以前の 家庭裁判所調査 官応用研修を終 了した者
		第2回			7. 12. 3(水) ～ 12. 5(金)	3 日	29	
		第3回			8. 1. 21(水) ～ 1. 23(金) (リモート)	3 日	約50	

【第1回】

(テーマ) 非行・犯罪からの離脱に関する行動科学の知見の活用

(討議) 事前レポートから選定された事例を基に、各調査段階で離脱に関する行動科学の知見等をどのように活用するかについて議論した。

(講義と意見交換) 矯正施設職員による講義「矯正施設における犯罪・非行からの離脱（立ち直り）に向けた処遇の実情について」、裁判官による講義「よりよい少年審判手続のための調査官と裁判官の関わりについて」

【第2回】

(テーマ) 調査面接における働き掛けの力量の向上を目指して

(講義) 外部講師による講義「働き掛けの力量の向上に向けた効果的な面接技法等について」

(面接技法研究) 外部講師の指導の下、ロールプレイを用いて面接技法向上に向けた相互研さんを行った。

【第3回】

(テーマ) 改正家族法を見据えた調査事務の在り方

(討議) 架空事例を題材に、改正家族法下における調査官関与の在り方（関係職種との連携・協働を含む。）を検討する予定である。

(講義と意見交換) 学識経験者等による講義を実施する予定である。

7	家庭裁判所調査官 応 用 研 修	専門的知識及び技能を 応用して、複雑困難な 事件についても円滑な 調査事務の遂行を確保 できる能力の向上を図 る。	裁判所職員 総合研修所	7. 7. 1(火) ～ 7. 4(金)	4 日	38	家裁調査官任官 後、3年以上経 過した者のうち 家庭裁判所調査 官実務研修又は 家庭裁判所調査 官応用研修を終 了していないもの
裁判所を取り巻く情勢や家裁調査官が置かれた状況等についての最高裁の講師による講義、外部講師による発達精神病理学、心理アセスメントの在り方等に関する講義を実施した。調査実務研究では、家事・少年それぞれで教材事例を用いたグループ討議を実施し、行動科学の知見等の調査実務での活用及び関係職種との連携・協働の在り方を検討した。調査面接技法研究では、研修員相互のロールプレイを実施した。課題研究では、総合職採用の職員かつ中堅家裁調査官としての役割や課題を明確にし、今後の研さんの在り方を検討後、家裁調査官研修部長による講話を行った。 研修とOJTの連携をより充実させるために、研修員に本研修で得た気付きや今後研さんしていく内容を振り返りシートに記載させ、本研修終了後に直属の上司と記載内容を共有し、研さんに努めるよう促した。 なお、法務省から保護観察官3名が参加した。							
8	速記官中央研修	裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に 深めさせるとともに、 裁判部の一員としての 職務意識の高揚を図 る。	裁判所職員 総合研修所	7. 6. 25(水) ～ 6. 26(木) (リモート)	2 日	18	速記官（速記管理 官及び速記副 管理官を除く。）
最高裁の講師による裁判所をめぐる諸問題（民事・刑事）に関する講義、外部講師による障害者等に対する配慮に関する講義・実習等を行うとともに、「より正確で分かりやすい速記録を作成するための連携・協働」や「裁判部の一員としての役割と自己研さんの在り方」に関する共同討議を行った。							
9	執行官実務研究会	社会の変化に的確に対 応できる事務処理能力 を身につけるとともに 、前例のない特殊困 難な事案等に対応でき る知識や論理的思考力 を養う。	裁判所職員 総合研修所	8. 2. 25(水) ～ 2. 27(金)	3 日	約20	執行官

執行官制度をめぐる諸問題に関する民事局参事官の講義、執行官の事件処理上の留意点に関する民事局付の講義のほか、執行官実務にまつわる社会保険労務士等による講義を行った後、子の引渡しに関するシミュレーション及び意見交換並びに事務処理上の問題についての討議を行う予定である。							
10	新任執行官研修	職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	7. 5. 20(火)～ 5. 22(木)	3日	15	令和6年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者
執行官制度全般についての民事局参事官の講義、執行官の服務と倫理に関する人事局能率課長の講義、執行官実務等に関する、部総括裁判官、執行官、不動産鑑定士による講義のほか、事務処理に関する知識及び問題解決のための論理的思考力や適正迅速な処理に必要な能力向上を図って実務研究問題についての討議や演習を行った。							

イ 事務局事務に関するもの

(ア) 管理職員及び中間管理職員を対象者とするもの

(ア)管理職及び中間管理職員を対象とするもの								
番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
11	研修指導 研 究 会	第 1 回	高裁委嘱研修、各庁委 嘱研修及び自庁研修の 指導者を養成する。	裁判所職員 総合研修所	7. 5. 28(水) ～ 5. 30(金)	3 日	47	次席書記官、総 括主任書記官、 主任書記官、訟 廷管理官、訟廷 副管理官、裁判 員調整官、裁判 部企画官、次席 家裁調査官、総 括主任家裁調査 官、主任家裁調 査官、総括企画 官、課長、文書 企画官、企画 官、課長補佐、 専門官
		第 2 回			7. 12. 1(月) ～12. 3(水) (リモート)	3 日	48	
組織における人材育成(成長支援)の意義、研修の位置付けや概要、基本的な研修技法等について各 回共通で取り上げるとともに、第1回は「研修講師向け」のカリキュラムとして、模擬講義の実習や 講義計画(レクシンプラン)作成を内容とする共同研究を行った。第2回は「研修企画担当者向け」 のカリキュラムとして、リモート研修を効果的・効率的に作り上げる一連のプロセス(研修のマネジ メント)を重点的に取り上げ、模擬研修カリキュラムの作成を内容とする共同研究を行った。								

(イ) 中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称		目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
12	実 務 指 導 研 究 会	民 事	書記官ブラッシュアップ研修の指導者を養成する。	裁判所職員 総合研修所	①7. 5. 9(金) (リモート)	2 日	41	書記官ブラッシュアップ研修の講師となる予定の者
		②7. 5. 14(水)						
		刑 事			①7. 5. 9(金) (リモート)	2 日	39	
②7. 5. 15(木)								
		家 事			①7. 5. 9(金) (リモート)	2 日	19	
					②7. 5. 15(木)			

BU研のコンセプトやカリキュラムのねらいについての説明及び書記官事務の整理についての総務局第三課長の講話の各動画を事前視聴とした上で、リモート研修では、ファシリテーションを適切に行う上で有用となる視点についての講義及び共同討議の進め方等についてグループ討議を行った。参集研修では、BU研での討議の場面におけるファシリテーションを念頭に置いた実習や意見交換を行った。

また、BU研の企画立案の中心となり、同研修の講師を指導する立場にある各高裁の次席書記官等がオブザーバーとして参加したほか、参加者以外のBU研講師予定者に対しても講義科目の動画データを提供したり、一部カリキュラムを除くリモートでの傍聴を可能とした。

13	情報セキュリティ研修	や職員の情報セキュリティリテラシー向上の旗振り役を担う管理職員に対し、専門知識や最新の知見を習得させる。また、事例検討などを通じて、実際に情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図り、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に向けて考える力を身に付けさせる。	裁判所職員総合研修所	7.11.19(水) (リモート)	1日	79	の事務を補助する者（管理職以上の者）
を対象として、サイバーセキュリティ管理官及び情報セキュリティ対策マネージャー等による講義と研修員との質疑応答のほか、インシデント発生時の対応及び各庁の情報セキュリティ対策の課題と今後の方策を題材とした共同研究を行った。							

(ウ)管理職員以外の職員を対象とするもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
14	係長等 (総務担当)研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	①7.9.24(水) (リモート) ②7.10.2(木)～10.3(金)	3日	52	高・地・家裁本庁の総務事務を担当する係長、専門職
係長の役割、総務課の現状と課題、総務課各係の所管業務に関する最高裁の講師等による講義とともに、危機管理（緊急事態対応）や効果的な係運営・マネジメントの在り方をテーマとする共同研究を行った。 なお、15～17の事務局係長クラスを対象とした研修においては、講義科目において、事務局係長として組織運営の適正の確保に寄与するための視点を強調して説明するとともに、研修員が提出した職場で生じている問題や事例問題について、フレームワーク（問題解決スキーム）を利用した検討を行わせることにより、汎用的な問題解決力の向上を目指した。							
15	係長等 (人事担当)研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	①7.10.14(火) (リモート) ②7.11.5(水)～11.6(木)	3日	66	高・地・家裁本庁の人事事務を担当する係長、専門職
係長の役割、人事事務をめぐる最新の情勢、人事事務における重点事項等に関する最高裁の講師等による講義とともに、法規に基づく事務処理の在り方、他係・他部署との有機的な連携等を考えさせる人事事務総合演習、効果的な係運営・マネジメントの在り方をテーマとする共同研究を行った。							
16	係長等 (会計担当)研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	①7.11.11(火)～11.12(水) (リモート) ②7.11.17(月)～11.18(火)	4日	62	高・地・家裁本庁の会計事務を担当する係長、専門職又は営繕専門職（最高裁を含む。）
係長の役割、裁判所における経理行政、会計課における仕事の進め方、会計事務の適正確保、会計担当課各係の所管業務に関する最高裁の講師等による講義とともに、各係の専門分野に特化した分野別研究や、問題の発見、これを端緒とした係事務のマネジメント、他部署との連携等をテーマとする共同研究を行った。							

17	訟 廷 管 理 係 長 研 修	訟廷管理係長として職務を遂行するために必要な知識及び技能を付与することにより、職務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	7. 5.16(金)	1 日	17	令和7年4月1日付けで訟廷の管理係長に任命された者
令和6年4月から新設された訟廷管理係長の役割、情報化事務処理担当として業務を行うに当たって必要な知識、業務管理の留意点等に関する最高裁の講師等による講義とともに、求められる役割や事件システムの障害発生時にとるべき行動について共同討議等を行った。							
18	研 修 事 務 担 当 者 研 修	研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、職務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修、各庁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	裁判所職員 総合研修所	7. 6.11(水) ～ 6.12(木)	2 日	38	研修事務を担当する高・地・家裁の係長、専門職、主任
高裁委嘱研修、各庁委嘱研修、自庁研修の運営を主体的かつ積極的にリードする「研修プランナー」としての役割、研修の企画・実施・評価・改善の各段階に応じた研修事務の基礎知識、リモート研修を担当する上での留意点や予算管理上の留意点等に関する総研講師による講義を踏まえ、架空の自庁研修の模擬カリキュラムを、前年度のアンケート結果を踏まえて改善するという内容の共同研究を行った。							
19	情 報 処 理 研 修	情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るための指導的役割を果たす者を広く養成する。	裁判所職員 総合研修所	7. 9.18(木) (リモート)	1 日	146	情報化の推進に指導的役割を果たすことが期待される行(一)職員(家裁調査官を除く。)
訟廷庶務係長・同管理係長及び総務課文書(第二)係長を対象として、裁判所のデジタル化の現状と課題等についての講義のほか、インシデント発生時、ネットワーク・多機能サーバ障害発生時及び個別システム障害発生時の各場面での対応スキルを身につけるための講義・演習を行った。							

ウ 管理業務に関するもの
(ア)管理職員を対象者とするもの

番号	名 称		目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
20	トップマネジメント研究会	第1回	トップマネジメントに必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	7.12. 9(火) (リモート)	1 日	[全]	地・家・簡裁の 首席家裁調査官、首席書記官、事務局長 (全員)
		第2回			7. 9.29(月) (リモート)	1 日	47	地・家・簡裁の 首席家裁調査官、首席書記官、事務局長
【第1回】 トップマネジメントに求められる役割や期待される行動等をテーマとする最高裁の講師等によるクロストーク及び最高裁判事講話を実施した。								
【第2回】 トップマネジメントに求められる役割や期待される行動等に関する地裁所長による講義及びこれを踏まえた共同研究を行った。								
21	首席家庭裁判所調査官研究会	第1回	首席家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	7. 9. 1(月) ～ 9. 2(火) (リモート)	2 日	[全]	高裁所在地の首席家裁調査官
		第2回			7.11.11(火) ～11.12(水)	2 日	[全]	首席家裁調査官 (全員)

【第1回】 家裁の施策課題、家裁調査官の人事をめぐる諸課題及び家裁調査官の研修・研究の在り方等について共同討議を行った。 【第2回】 総研所長及び家庭審議官による講話等を実施したほか、家裁の施策課題及び家裁調査官の人事をめぐる諸課題についての研究討議、中央研修（家裁調査官特別研修）の在り方等に関する研究討議を行った。							
22	管理者研究会 （組織運営） ※ 司研合同	支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	①7. 5. 20(火) (リモート) ②7. 6. 5(木) ～ 6. 6(金) (リモート)	3 日	58	次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官（次席家裁調査官の経験がある者）、次長
1 日目は、司研が実施する支部長研究会との合同カリキュラムとして、マネジメントの基礎理論について外部講師による講義を行った後、支部運営における本庁との連携をテーマに共同研究を行った。 2 日目以降は、総研単独カリキュラムとして、幹部職員に求められる役割と姿勢、組織運営において必要な視点に関する最高裁の講師等の講義とともに、取り組むべき庁全体の組織課題が、裁判体（官）の意向も踏まえて司法行政上の対応を検討することが必要なものである場合に、所長を補佐する幹部職員として果たすべき役割に関する共同研究を行った。							
23	裁判部 ゼネラル マネジメント 研究会	次席家裁調査官、次席書記官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	7. 11. 27(木) (リモート)	1 日	81	地・家・簡裁の次席書記官（地裁の次席書記官の併任を受けている簡裁の首席書記官を含む。）、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官
裁判部幹部職員の連携・協働を図り、裁判部の執務態勢の充実・強化を実現することを目的として、管理職員の育成（成長支援）に関する共同研究を行った。							
24	次席書記官研究会	次席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	①7. 7. 8(火) (リモート) ②7. 11. 27(木) (リモート)	2 日	53	地・家・簡裁の次席書記官（地裁の次席書記官の併任を受けている簡裁の首席書記官を含む。）
裁判部門の組織運営の特殊性、首次席書記官の役割等に関する最高裁の講師による講義とともに、これらを踏まえて、次席書記官として求められる考え方や行動の在り方に関する共同研究を行った。							
25	次席 家庭裁判所調査官等 研究会	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	①7. 9. 8(月) (リモート) ②7. 11. 28(金) (リモート)	2 日	29	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官
家庭審議官等による講話、最高裁の講師等による講義及び施策の推進に関する研究討議を行った。							
26	管理者研究会	幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	①7. 4. 15(火) ～ 4. 17(木) (リモート) ②7. 4. 21(月) ～ 4. 22(火)	5 日	135	新たに局長（高裁を除く。）、次長、事務部長、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、首席家裁調査官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、首席技官（最高裁）、次席技官（最高裁）等に任命された者

幹部職員に求められる職責や視点、裁判所の現状と課題に関する各分野の最新トピックス、職員団体対応上の留意点等に関する最高裁の講師等による講義とともに、これらを踏まえて、幹部職員としての実情把握と、集中豪雨を端緒とした危機管理を題材とした共同研究を行った。

(イ)中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
27	ミドルマネジメント研修 (中間管理者研修Ⅰ)	第1回	裁判所職員 総合研修所	①7. 9. 4(木) ～ 9. 5(金) (リモート) ②7. 10. 7(火) ～10. 8(水)	各 4 日	97	昇任後おおむね 7年未満の主任 書記官若しくは 主任家裁調査 官、速記管理 官、速記副管理 官、課長補佐、 専門官、班長又 は主任技官の職 にある者
		第2回		①7. 9. 4(木) ～ 9. 5(金) (リモート) ②7. 10. 9(木) ～10. 10(金)		100	
		第3回		①8. 1. 14(水) ～ 1. 15(木) (リモート) ②8. 2. 3(火) ～ 2. 4(水)		約 100	
		第4回		①8. 1. 14(水) ～ 1. 15(木) (リモート) ②8. 2. 5(木) ～ 2. 6(金)		約 100	

中間管理者に求められる職責や、裁判所が当面する問題と中間管理者の課題等についての最高裁各局課等の講師による講義、ハンセン病を理由とする開廷場所指定問題に関する意見交換、職場のメンタルヘルスや障害者等に対する配慮に関する外部講師の講義のほか、職員団体対応に関する事例研究、連携・協働の実践に向けた意見交換を行った上で、「職場づくり」「人づくり」をテーマとする共同研究を行った。

28	シニア・ミドルマネジメント研修 (中間管理者研修Ⅱ)	第1回 第2回	中間管理者として困難な職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	①7.10.21(火) (リモート) ②7.10.23(木) ～10.24(金) (リモート) ①7.10.21(火) (リモート) ②7.10.27(月) ～10.28(火) (リモート)	各 3日	67 ----- 69	訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、裁判部企画官、課長、文書企画官、企画官、首席技官、営繕企画官(最高裁)又は昇任後おおむね7年以上経過した主任書記官若しくは主任家裁調査官の職にある者
裁判所が当面する組織課題、上位の中間管理者に求められる役割や視点等に関する最高裁の講師等による講義、職員団体対応に関する事例研究のほか、リスクマネジメント及び組織運営を題材にして、庁又は裁判所全体という視点を持ち自分がどう動くべきかを考えさせる内容の共同研究を実施した。								
29	裁判部企画官任命前研修		裁判部企画官として職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させることにより、職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	8.3.19(木) (リモート)	1日	未定	令和8年4月1日に裁判部企画官に任命予定の者
裁判部企画官に求められる役割や期待される行動等に関する最高裁の講師による講義やこれを踏まえた共同研究の他、前年度に任命された裁判部企画官を講師とする座談会を行う予定である。								
30	主任家裁調査官研修		主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	7.6.23(月) ～6.25(水) (リモート)	3日	48	主任家裁調査官
家庭審議官による講話、最高裁の講師による講義、前任の主任家裁調査官による講義及び意見交換、指導監督の実践に関する研究討議等を行った。								

(2) 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
31	総合職採用職員初任研修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	7.4.4(金) ～4.8(火)	3日	73	令和6年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの
総合職採用職員としての心構え、裁判所の現状と課題に関する最高裁各局課の講師等による講義を行い、また、最高裁事務総局に勤務する先輩職員との座談会を通じ、総合職採用職員としての意識啓発を行った上で、「これからの裁判所と裁判所職員を考える」をテーマに、職種混合の班編成で共同研究を行った。							

(3) その他

番号	名 称		目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
32	C A 研 修 実 務 試 験	前 期 研 修	書記官の執務に必要な 学識及び実務知識並び に職務遂行能力の有無 を判定する。	裁判所職員 総合研修所	7. 6. 23(月) ～ 7. 11(金)	15日	55	裁判所書記官任 用試験の第2次 試験に合格した 者
		実 務 研 修		実務研修 実施庁	7. 7. 14(月) ～ 8. 15(金)	23日		
		後 期 研 修		裁判所職員 総合研修所	7. 8. 18(月) ～ 9. 5(金)	15日		
前期研修においては、書記官の職務の概要及び重要性を認識させた上で、各分野における立会事務を中心とした知識の整理及び修得を、実務研修においては、これらの知識の定着、問題意識の醸成、後期研修への準備等を、後期研修においては、前期研修及び実務研修の成果を踏まえた応用能力の涵養をそれぞれ図る内容で実施した。								

2 高裁委嘱研修

(1) 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

ア 裁判事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
33	書 記 官 ブラッシュアップ 研 修	中堅書記官に求められる思考力・表現力等を執務で十分に発揮できるよう、基本的資質・能力を磨き、執務の質の向上につなげる契機とする。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	7月から9月 までの間で実施 機関が適宜決 定	5日	278	書記官任用資格取得後5年以上の者(中間管理者以上の者を除く。)
34	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	実施機関が 適宜決定	3日	未定	主任家裁調査官、家裁調査官

イ 事務局事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
35	次 席 家庭裁判所調査官等 実務研究会	高等裁判所で実施する委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修等の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	実施機関が 適宜決定	1日	未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官

ウ 裁判事務及び事務局事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
36	事務官専門研修	総務、人事、会計及び裁判部の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所（分室を含む。） 又は 高等裁判所等	実施機関が適宜決定	2～3日	未定	採用後7年以上の行（一）事務官（専門官以上の職にある者を除く。）又は営繕専門職（最高裁を含む。）

エ 管理業務に関するもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
37	新任中間管理者研修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所（分室を含む。） 又は 高等裁判所等	実施機関が適宜決定	5日	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、裁判部企画官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長（最高裁）、主任技官（最高裁を含む。）、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

(2) 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
38	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより、係長としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所（分室を含む。） 又は 高等裁判所等	実施機関が適宜決定	3日	294	新たに係長に任命された者又は営繕専門職（最高裁を含む。）
39	新任主任・調査員研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより、主任・調査員としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所（分室を含む。） 又は 高等裁判所等	実施機関が適宜決定	3日	未定	新たに主任・調査員に任命された事務官及びそれと同等の者又は営繕専門職

40	ジャンプアップ 研 修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所（分室を含む。） 又は 高等裁判所等	実施機関が適宜決定	3日	未定	採用後7年以上10年未満の行（一）事務官（係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。）、行（一）技官
41	ステップアップ 研 修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	裁判所職員総合研修所（分室を含む。） 又は 高等裁判所等	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3日	未定	採用3年目の行（一）事務官、行（一）技官
42	事務官法律研修	基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所（分室を含む。） 又は 高等裁判所等	実施機関が適宜決定	8～10日	358	採用後1年以上の行（一）事務官（書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職（I種、上級）試験合格者等を除く。）
43	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚せるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	裁判所職員総合研修所（分室を含む。） 又は 高等裁判所等	実施機関が適宜決定	4日	未定	新たに採用された職員（総合職採用職員を除く。）

(3) その他

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
44	トータルキャリア 研 修	高年齢層の職員が、定年引上げ後も引き続きその能力・経験を十分に生かして職務を遂行できるよう、意識啓発を行い、今後の自分の職務について考える契機とする。	裁判所職員総合研修所（分室を含む。） 又は 高等裁判所等	実施機関が適宜決定	1日	未定	当該年度中に56歳に達する職員（医（一）職員を除く。）

3 各庁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
45	フォローアップ セミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	① 2月から3月までの間で実施機関が適宜決定 ② 実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	3日	未定	採用後1年程度を経過した行 (一) 事務官、 行 (一) 技官
46	フレッシュ セミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	採用後勤務初日及び2日目	2日	未定	新たに採用された職員

4 研究

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
47	合同実務研究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携・協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	研究員が 所属する 裁判所	7. 9 ～ 8. 3	7月	5	書記官、家裁調査官等
「家事事件における新たな秘匿制度を踏まえた秘匿情報の適切な管理と職種間の連携・協働」をテーマとし、さいたま家庭裁判所の主任家裁調査官、主任書記官、家裁調査官及び書記官を研究員に指名して、令和7年9月から令和8年3月までの間、所属庁において研究を行っている。							
48	書記官実務研究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所	7. 4 ～ 8. 3	1年	2	書記官
「夫婦関係調整調停事件を中心とした家事調停事件における調停運営改善に向けた進行管理等に関する書記官事務の研究」をテーマとし、東京家庭裁判所及び神戸家庭裁判所の主任書記官各一人を研究員に指名して、令和7年4月から1年間、総研及び研究員が所属する裁判所において研究を行っている。							
49	家庭裁判所調査官 実務研究 (指定研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	研究員が 所属する 家庭裁判所 及び 裁判所職員 総合研修所	7. 4 ～ 8. 3	1年	6	家庭裁判所調査官実務研修又は令和4年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
全国の家裁から6人の主任家裁調査官を研究員に指定して、「紛争下における父母の養育関与と子の利益に関連する行動科学の知見の整理（仮題）」をテーマに研究を行っている。							

49	同 上 (個人及び 共同研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	研究員が 所属する 家庭裁判所	7. 7 ～ 8. 3	8 月	7	(個人研究) 家庭裁判所調査 官実務研修又は 令和6年度以前 の家庭裁判所調 査官応用研修を 終了した者 (共同研究) 家裁調査官
共同研究として、広島家庭裁判所において「子の監護をめぐる事件における焦点を絞った調査及びその結果報告の在り方について(仮題)」をテーマに研究を行っている。 個人研究として、宮崎家庭裁判所の主任家裁調査官において「子の監護をめぐる事件において当事者による主体的な解決を援助するための調査官関与の在り方について(仮題)」をテーマに研究を行っている。							
50	家庭裁判所調査官 関係機関特別研究 (家事及び少年 関係機関につ いての研究)	関係機関における業務 の実際に関する研究を 行わせることにより、 調査実務能力の向上に 寄与させる。	派遣先 関係機関 及び 研究員が 所属する 家庭裁判所	7. 7 ～ 8. 3	8 月	12	家庭裁判所調査 官実務研修又は 令和6年度以前 の家庭裁判所調 査官応用研修を 終了した者
全国の家裁から、家事関係機関につき8人、少年関係機関につき5人の家裁調査官を研究員に指定して、関係機関(児童相談所、少年院等)に派遣し、その実情等について体験的に研究させるとともに、家裁と関係機関との連携の充実を図る予定である。							
50	同 上 (心身の鑑別につ いての研究)	関係機関における業務 の実際に関する研究を 行わせることにより、 調査実務能力の向上に 寄与させる。	矯正研修所 及び 研究員が 所属する 家庭裁判所	8. 2 ～ 3	1 月	3	家庭裁判所調査 官実務研修又は 令和4年度以前 の家庭裁判所調 査官応用研修を 終了した者
全国の家裁から3人の家裁調査官を研究員に指定して、法務省矯正研修所における専門研修課程調査鑑別科(特別課程)研修(リモートで実施)に参加させる予定である。家裁調査官特別研修と併せて、矯正機関と家裁との連携の充実につながる貴重な交流の機会となることを見込んでいる。							
50	同 上 (更生保護につ いての研究)	関係機関における業務 の実際に関する研究を 行わせることにより、 調査実務能力の向上に 寄与させる。	法務総合研 究所及び 研究員が 所属する 家庭裁判所	8. 2 ～ 3	1 月	3	家庭裁判所調査 官実務研修又は 令和6年度以前 の家庭裁判所調 査官応用研修を 終了した者
全国の家裁から3人の家裁調査官を研究員に指定して、法務省法務総合研究所における保護局関係機関処遇強化特別研修(同研究所に参集)に参加させる予定である。家裁調査官応用研修と併せて、保護局関係機関と家裁との連携の充実につながる貴重な交流の機会となることを見込んでいる。							

第2 養成

<養成課程共通>

1 入所式

令和7年5月7日（水）に裁判所書記官養成課程第一部第22期及び同第二部第22期並びに家庭裁判所調査官養成課程第22期の入所式を、総研又はリモート方式で実施した。

2 合同実施科目

裁判所書記官養成課程及び家庭裁判所調査官養成課程においては、次の科目を合同で実施する予定である。

(1) グループ別総合演習等

裁判所職員として求められる総合的な事務処理能力の向上を図ることを目的とし、①国民の視点を踏まえた広い視野で考える力の涵養、②組織的に職務を遂行する意識の涵養と能力の向上、③書記官と家裁調査官の連携・協働の必要性を認識し、職種間の相互理解を深め、連携・協働を円滑に行うための基盤の形成といった三つの事項に重点を置いて、①「障害者等疑似体験」②「問題解決フレームワーク」③「危機対応に関する課題研究」④「連携協働に関する問題研究（家事・少年）」⑤「職場における発信力」⑥「裁判所のデジタル化について」の各科目を実施する予定である。

(2) 講義等

実務修習前に、「障害者等に対する配慮について」、「裁判所の情報化」等の講義を実施した。実務修習後は、「メンタルヘルス」、「適正事務の確保」等の講義を行ったほか、「ハンセン病資料館見学」において、ハンセン病政策の歴史を踏まえた人権研修として、国立ハンセン病資料館の見学を実施する予定である。

また、修了直前には大法廷首席書記官及び家庭審議官による講話等を実施する予定である。

1 裁判所書記官養成課程

番号	部	期	実施時期等	期間	人員	対 象 者
63	第 一 部	第 22 期	7. 4. 1(火) 入所 4. 1(火)～ 予修期修習 5. 7(水) 入所式 5. 7(水)～ 第1期研修 7. 22(火)～ 実務修習 10. 1(水)～ 第2期研修 8. 3. 24(火) 修了	1 年	209	第一部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
64	第 二 部	第 21 期 (2 年 生)	6. 4. 1(月) 入所 4. 1(月)～ 予修期修習 5. 7(火) 入所式 5. 7(火)～ 裁判事務修習 10. 15(火)～ 第1期研修 7. 5. 7(水)～ 第2期研修 7. 22(火)～ 実務修習 10. 1(水)～ 第3期研修 8. 3. 24(火) 修了	2 年	128	第二部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
		第 22 期 (1 年 生)	7. 4. 1(火) 入所 4. 1(火)～ 予修期修習 5. 7(水) 入所式 5. 7(水)～ 裁判事務修習 10. 14(火)～ 第1期研修 8. 5. 上旬～ 第2期研修 7. 下旬 ～ 実務修習 10. 上旬 ～ 第3期研修 9. 3. 下旬 修了	2 年	129	

養成課程においては、裁判所書記官として、事務の根拠と目的を考え、合理的な事務を追求するために、裁判官を始めとする関係職種と意見交換を行い、連携・協働しながら、事件処理に主体的・実質的に関与することができる基盤づくりを目指したカリキュラムを検討・実施している。

この観点から、訴訟進行に応じて変化する裁判官の審理運営方針を理解・共有し、主体的に合理的な書記官事務を考えることが体得できるよう、紛争解決に向けた事件の進行の中における個々の事務の法的意義や位置付けを意識して、当該事務の在り方を学修することに重点を置いている。具体的には、これまで、法律科目（民事訴訟法や刑事訴訟法）と実務科目（受付、送達、調書など）において、科目ごとに個別に授業を実施していたものを、模擬の事件記録を利用し、事件の手続を進行させる中で、手続の各時点において関連する法律・実務を横断的に学修することになっている。また、講義中心の学修方法を見直し、①課題を提示した上で、②研修生の個別検討やグループ討議等で主体的に検討させ、③その検討結果を発表し、講評を行うというアクティブラーニングの手法を取り入れている。

さらに、裁判手続のデジタル化を見据え、裁判現場の裁判所書記官と同等な環境下において実務に即したより実践的な知識・技能を獲得することを目指して、研修生にはネット通信環境を備えたPCを一人に1台ずつ貸与するとともに、所属庁での実務修習や裁判事務修習等において利用できるPCも整備し、学修環境のデジタル化を図っている。

この他、実務修習の充実を図るため、指導官となる地家裁の主任書記官等に向けて、指導の参考として、養成課程カリキュラムの概要や実務修習での指導上の留意点等を説明する動画を作成し、令和7年7月から9月までの間ウェブで視聴できるようにした。

2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期	実施時期等	期間	人員	対 象 者
65	第 21 期	6. 4. 1(月) 入所 4. 1(月)～ 実務修習（予修期） （4. 4～8を除く。） 5. 7(火) 入所式 5. 7(火)～ 前期合同研修 7. 16(火)～ 実務修習 7. 9. 16(火)～ 後期合同研修 8. 3. 24(火) 修了	2 年	54	令和6年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したものの
66	第 22 期	7. 4. 1(火) 入所 4. 1(火)～ 実務修習（予修期） （4. 4～8を除く。） 5. 7(水) 入所式 5. 7(水)～ 前期合同研修 7. 22(火)～ 実務修習 8. 9. 中旬～ 後期合同研修 9. 3. 下旬 修了	2 年	57	令和7年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したものの

1 概要等

家裁調査官の役割・機能を十全に発揮するための基盤となる実務能力及び事務処理能力と組織的な執務姿勢を身に付けることを目的とし、常に、自立性、能動性及び積極性を持って職務に取り組む意識の向上を目指した指導を実施している。予修期（所属庁）、前期合同研修（総研）、実務修習（所属庁）、後期合同研修（総研）とで構成されているところ、総研における合同研修では、理論面と実務での実践を連動させて学ぶことを通じて、所属庁での多様な実務体験への導入（前期）や、体験により得た学びの整理、強化（後期）を図っている。

2 第22期前期合同研修

実務修習への導入として、調査事務の遂行に必要な基本的な知識及び技能を学ばせ、これらの知識及び技能を実務修習で使うことができるよう講義・演習等を行った。家裁調査官の役割・機能の考え方を踏まえた行動科学の知見等に基づく調査仮説の形成や、事例理解の意義などを示した上で、自分でよく考え、状況に応じて思考を展開させる力を育てることを重視して指導した。また、相互議論による調査事務の質の向上を意識させるために、グループ討議のスキル向上をねらいとした講義及び演習を実施した。面接技法演習においては、研修生全員につき、調査官役のアドリブロールプレイを実施し、録画したものの振り返りをさせるなど丁寧な指導を行ったほか、ウェブ調査のロールプレイも実施した。

関係機関について、児童自立支援施設（国立きぬ川学院）及び少年院（多摩少年院）の見学を行ったほか、特別支援学校（東京都立府中けやきの森学園）において対人援助実習を実施した。

3 第21期後期合同研修

(1) カリキュラム内容等

前期合同研修及び実務修習の成果と関連付けながら、事務の遂行に必要な知識や技能を体系的に整理させ、個々の事件に応じた事務の在り方を考え、状況に応じて思考を柔軟に展開できる実践的な能力を高められるよう、カリキュラムを構成している。

家裁調査官の役割・機能である行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を、裁判に役立つものとするため、家裁調査官の専門性の意義、内容を明確にし、強化して、より良い審理・判断の実現に寄与できるよう、①事件の個別性を踏まえつつも、行動科学の知見等を適切に活用するための基盤となる知見等の本質、基本的部分を見だし、他の事案に活用、応用する視点を獲得すること、②関係職種との連携・協働に向け、主体的に関係職種と相互議論する過程を通じて、各職種の専門性を補完、補充し合う関係を築くための能動的、実践的行動につながる執務姿勢を涵養することに重点を置いている。また、③裁判事務のデジタル化を踏まえ、カリキュラムを工夫した。

①に関しては、任官後の執務に必要な基本的な行動科学の知見等の修得を第一としつつ、実務において知見等を適切に活用するための汎用的な視点を見いだしたり、任官後、問題意識を持って主体的に研さんする執務姿勢等を身に付けたりするために、5人程度のグループで、テーマに沿って各自の実務修習での経験を顧みて、知見等の意義について理解を深めることを目的とした研究を行っている。また、事実を収集する力の向上を目的に、事実の収集場面における知見等の活用を強化するための討議やロールプレイ等の体験学習を行っている。②に関しては、カリキュラム全体を通じて、家裁調査官の役割・機能を踏まえた事務の在り方を考えさせたり、より良い裁判に向け、関係職種との相互議論によって職種間の連携・協働を充実させるということを意識させ、主体的に相互議論を行う姿勢を身に付けるよう指導したりしている。③に関しては、書記官養成課程と合同で事務総局講師から講義を受けた上で、職種混合で討議を行う機会を設けるとともに、調査官養成課程単独で、リモート調査について、対面調査との比較、利点や留意点を討議させる予定である。

(2) その他

裁判所職員、特に総合職採用の職員としての意識を涵養したり、自身の事務を発展的に考えさせたりするため、裁判所を取り巻く社会情勢や組織課題についての講義、関係機関職員である外部講師による講義を設けたり、少年院「東日本少年矯正医療・教育センター」、児童自立支援施設「国立武蔵野学院」及び「川越少年刑務所」の見学のほか、精神科病院及び保育園の見学実習を実施する予定である。

<その他>【研究等】

【第1研究室】

書記官実務研究報告書第22号「少年事件における書記官事務の研究－三訂版－」を、令和7年度中に発刊する予定である。

【第2研究室】

1 家裁調査官研究紀要

家裁調査官研究紀要第35号を、令和7年度中に発刊する予定である。

2 調査事務上の課題についての基礎的研究

家事事件及び少年事件について、行動科学の最新の知見、法改正に伴う各種情報等を収集し、整理して、各種研究の立案、指導に生かすとともに、教官室との情報の共有を図っている。

3 調査事務に関するノウハウの収集と整理

行動科学に関する雑誌文献の中から家裁調査官の執務に役立つ論文等を「家裁調査官雑誌文献情報」として作成し、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXに掲載している。